

北海道農業経営基盤強化促進基本方針（素案）の概要

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 北海道農業の現状

本道農業の特徴をはじめ、農家戸数や農業就業人口、農地の流動化など農業構造の推移、取り巻く情勢など。

2 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

地域の実情に応じて、経営規模の拡大、農業所得の増大と農業経営の多角化等の 6 次産業化の取組を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保するとともに、これらの農業経営による農地の有効活用を促進。

持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである持続可能な農業生産を進める。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

主たる従事者が他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保。

目標年間農業所得	主たる従事者 1 人当たりおおむね 500 万円
目標年間労働時間	主たる従事者 1 人当たり 1,700～2,000 時間程度

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等の就農 5 年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定めるものをおおむね達成することを目標。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、所得水準については、おおむね 5 割の達成を目標。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

認定農業者制度を活用し、農業経営の改善を促進するとともに、農地の集積・集約化や ICT 等の省力化技術導入等の推進、各種支援施策の導入・活用を支援。

イ 農業経営の法人化の推進

専門家や先進的な農業者を通じた法人化のメリットや手続き等に関する情報、ノウハウ等の普及啓発により法人化を推進。

令和 12 年度における農業法人数の目標を 5,500 経営体とする。

ウ 集落営農の組織化・法人化の推進

経営規模が小さな水田地帯や、個別経営体や法人経営の育成・確保が難しい地域における集落営農の組織化の推進。

エ 新規就農者の育成確保

優れた経営感覚を身につけ、就農後における経営の早期安定を図るため、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受け入れ体制作りを推進し、新規就農者の確実な定着を図り、毎年、670 人の新規就農者を育成・確保。

オ 労働力不足への対応（追加）

「農福連携」や、特定技能制度における外国人材の活用など、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

スマート農業や省力化生産技術等、労働力不足に対応した、生産技術を積極的に推進する。

カ 女性農業者が活躍できる環境づくり

女性農業者が活躍できる環境づくりをすすめ、持続可能な開発目標（SDGs）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

（５）農地の利用集積と集約化

人・農地プランに描かれた地域の将来像の実現に向けた、計画的な農用地の利用集積と集約化を促進。

（６）多様な農業経営の育成・確保

農業経営の複合化、多角化等の農業の6次産業化など、多様な取組を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を推進。

（７）営農支援体制の整備

コントラクターやTMRセンター、酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成・確保を推進。

（８）地域別の取組

稲作主体、畑作主体、酪農・畜産主体の地域ごとの農業生産等の取組方向。

第２ 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第１の２の(2)に示した目標を達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、営農類型を例示。

区分(地域)	経営区分	営農類型 (24類型)
稲作主体 (12)	個別 (11)	水稲野菜複合、水稲畑野菜複合、水稲畑複合【新設】、水稲肉用牛複合（黒毛繁殖）、野菜専業Ⅰ、野菜専業Ⅱ、果樹専業Ⅰ、果樹専業Ⅱ（醸造用ぶどう専業）、花き専業、有機水稲野菜複合、水稲専業飼料用米栽培
	組織(1)	大規模稲作複合
畑作主体 (6)	個別(4)	畑作野菜複合Ⅰ～Ⅲ、大規模畑作専業
	組織(2)	大規模畑作専業【新設】、畑作野菜肉用牛複合
酪農・畜産主体 (6)	個別(5)	酪農専業Ⅰ～Ⅲ、肉用牛専業（乳雄一貫）、肉用牛専業（黒毛一貫）
	組織(1)	酪農専業

* 「果樹専業」は「北海道果樹農業振興計画」、「花き専業」は「北海道花き振興計画」から、酪農・畜産主体の6類型は「北海道酪農・肉用牛生産近代化計画」から代表的な類型を抜粋

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1の2の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者の指標として5類型を例示。

区分(地域)	経営区分	営農類型 (5類型)
稲作主体 (3)	個別 (3)	水稻野菜複合、野菜専業、有機野菜専業【新設】
畑作主体(1)	個別(1)	畑作野菜複合
酪農主体(1)	個別(1)	酪農専業

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
本道農用地面積の95%程度

農用地の利用の集積に当たっては、「人・農地プラン」に描かれた地域の将来像の実現に向け、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業など各種の農地流動化施策を推進。

第5 農業経営基盤強化促進事業等の実施に関する事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

農業経営基盤の強化を促進するための利用権設定等促進事業や農用地利用改善事業の実施に関すること。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構に指定された北海道農業公社が行う農地売買等事業（旧農地保有合理化事業）の実施に関すること。

3 青年等の就農促進に関する機関及び団体の相互の連携に関する事項

就農相談や就農に関する情報提供等の拠点（青年農業者等育成センター）として、北海道農業公社を位置付けるとともに、関係機関・団体が有機的に連携した支援体制等に関すること。